

別紙 兵庫県 広域連合の規約変更手続きの弾力化

【再提案の理由】

平成 26 年度の提案募集において本県から同内容の提案を行った。

その際、総務省から、

- ①広域連合の事務の処理に当たっては、当該事務に係る法令等に係る関係行政機関に協議することが適当であること
 - ②都道府県が加入する広域連合は、国からの事務の配分が行われ得るものであり、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながり得ることを踏まえ、あらかじめ関係行政機関に協議することが適当であること
- との回答であった。

例えば、都道府県知事が委任を受けている一級河川の区間の管理を、関西広域連合の事務として行う場合、河川法第 9 条で、一級河川の管理は国土交通大臣が行うものとされているため、国土交通省との協議が必要なことから、許可が必要であることは理解している。

しかし支障事例であげている、スポーツの振興の事務は、スポーツ基本法の第 21 条において、スポーツ振興のための事業への支援等の規定はあるものの、努力義務規定であり、ある主体が権限を持ってスポーツ振興の事務を行う旨の規定ではないことから、上記総務省の回答①、②のどちらにも該当しないと考えている。

併広域連合の規約変更手続きの弾力化せて規約変更のためには

- ①構成府県市の議会の議決を経る必要があること
- ②許可申請前に当該事務が法令等に合致しているかを事前相談で確認していること

の 2 点を踏まえると、改めての許可申請は不要と考える。